

業務指示書

スリランカ国投資環境整備情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月12日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めたものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
 - ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：投資環境整備に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／投資促進）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：投資促進に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 投資関連法制度】

- 1) 類似業務の経験：投資関連法制度に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(LKR1 = 0.7280 円, US\$1 = 104.758 円, EUR1 = 115.108 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／投資促進
投資関連法制度

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.79 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月10日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

スリランカ国投資環境整備情報収集・確認調査

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 14.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 | (40.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/投資促進 | (40.00) | (16.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 16.00 | 7.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 4.00 | 2.00 |
| ウ) 語学力 | 6.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 8.00 | 3.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 6.00 | 2.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (16.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 7.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 2.00 |
| ク) 語学力 | - | 2.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 3.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 2.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | () | (8.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 | - | 8.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 投資関連法制度 | (20.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | 4.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 4.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 プロジェクトの目的、内容に関する事項

1. 業務の背景

スリランカは、2009年に25年以上にわたる紛争が終結して以降、観光業等サービス業の成長を背景に、2012年まで年8~9%の実質GDP成長率を記録し、過去3年間も約5%と堅調な経済成長を維持している。他方、こうした近年の経済成長は建設業、小売業等が牽引し、紅茶生産や縫製産業に代表されるような主要輸出産業は労働集約型で低付加価値のものが多いため、産業構造の高度化が進んでいない。また、海外直接投資（FDI）内訳もインフラ、サービス産業に関わるものが大半を占めており、国内産業の世界的なバリューチェーンへの組み込みは進んでいない。スリランカの国内市場規模は限定的であり、今後の持続的な経済成長のためには一層の輸出促進が不可欠であるが、インド市場への近接性やアジアと中東を結ぶ海上交通の要衝に位置する地理的優位性にも拘らず、スリランカの輸出額の世界シェアは長年0.1%未滿と伸び悩んでおり、南アジア諸国、ASEAN諸国のうち世界的なバリューチェーンに組み込まれた国々の伸びとは対照的に低調である。

スリランカ政府は2015年1月の新政権発足後、同年11月と2016年10月の首相経済政策演説において持続的開発に向け貿易・投資政策を見直すとし、中長期的に産業構造の転換を図る方針を示した。具体的には既存の縫製業、観光業の競争力強化のみならず、国際的な分業体制と国内産業との統合や製造業における高付加価値化を目指している。FDIについては、投資環境整備に係る改革を進めており、煩雑な認可手続きのワンストップ化等、投資阻害要因の排除に取り組んでいる。貿易の促進に関しては、輸出入手続きの簡素化やWTOルールを踏まえた国際標準化を図っている。

JICAは2016年10月に円借款「開発政策借款（民間セクター振興、ガバナンス向上、財政健全化）」（以下、DPL）の円借款契約に調印し、世界銀行（世銀）と協調した政策・制度改革の支援を行っている。これら政策・制度改革は、国際通貨基金（IMF）の拡大信用供与措置（EFF）で合意された政策プログラムにも沿った内容である。また、2014年から投資庁（Board of Investment、以下BOI）に投資促進アドバイザー（個別専門家）を派遣し、FDI促進のための投資環境整備について支援を行っている。今後、更なる政策・制度改革支援の案件形成の可能性も視野に、DPLの進捗を踏まえた投資環境の現状分析と課題抽出、対応策の整理が必要である。

2. 調査の目的

本調査はスリランカの投資環境、投資ポテンシャル及び投資促進体制の分析、並びに外国企業（特に本邦企業）への投資意向調査を行い、スリランカへの投資促進に係る現状を確認するとともに、今後の投資促進に関するJICAの支援内容を検討するための情報収集・確認を行うことを目的とする。

3. 調査対象地域

スリランカ全土

4. 関係機関

本調査は JICA が独自に基礎情報の収集等を目的として実施するものであるが、国家政策・経済省 (Ministry of National Policies and Economic Affairs)、開発戦略・国際貿易省 (Ministry of Development Strategies and International Trade)、及び主な関係機関、財務省 (Ministry of Finance)、中央銀行、BOI、税関 (Sri Lanka Customs)、内国歳入庁、出入国管理局等の関係機関と綿密に意見交換しながら調査を行う。

5. 業務の範囲

本調査はスリランカの投資環境整備についての現状把握のために実施されるものであり、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す調査を行い、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成し、スリランカ政府へ説明・協議を行う。

6. 実施方針及び留意事項

(1) スリランカの投資環境の国際比較

スリランカの投資環境の特徴を明らかにするために、スリランカ投資環境の個別の状況を明らかにするだけでなく、比較が有意義と思われる他国との国際的なデータ比較や達成すべき目標 (ベンチマーク) に基づく分析も行うこと。なお、ベンチマークには DPL の運用効果指標を含めることとし (詳細は「第3の5. 参考資料」に記載の事業事前評価表を参照のこと)、その他のベンチマークについてはプロポーザルで提案すること。

(2) JICA の関連する協力等を踏まえた投資促進支援

投資促進策の検討にあたっては、DPL、投資促進アドバイザー、中小企業海外展開支援、BOP ビジネス支援等、JICA の投資促進に関連する事業及び日本政府関係機関の支援内容や実績を踏まえること。なお、JICA が実施する「スリランカ国物流セクターに係る情報収集・確認調査」は本調査と同時期に実施予定であり、スリランカ政府に対し物流関連の投資促進に関する政策制度面の提言を行うことを念頭に置いているので、本調査団には同調査との情報交換の機会を提供する予定である。

(3) スリランカ側及び日本側関係者への調査結果の説明

スリランカ側及び日本側関係者を対象としたセミナーを開催し、本調査の結果を説明すること。

(4) 他ドナーからの情報収集と調査結果の説明

DPL の協調融資先である世銀のほか、国際金融公社 (IFC)、IMF、アジア開発銀行 (ADB) 等他ドナーの取り組みの動向、成果、重複の有無や連携可能性について情報収集・確認の上、整理を行うこと。また、本調査の結果について、JICA と協議の上、必要に応じてそれらドナーに説明を行うこと。

7. 業務の内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法等がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

(1) 国内準備作業およびインセプション・レポートの説明・協議

既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。調査に当たってスリランカ関係機関に対応を求める事項・質問等を取りまとめて、インセプション・レポートを作成し、JICA に提出する。提出時期の設定にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。JICA が確認したインセプション・レポートを現地渡航後、スリランカ関係機関に説明・協議し、了解を得る。

(2) 情報収集、現状分析、課題分析

ア) マクロ経済分析

- ① 投資判断の前提となるマクロ経済状況について概況を把握、分析する。
- ② DPL 及び EFF の関連する政策アクションについて、進捗状況を把握、分析する。なお、政策アクションの詳細は「第3の5. 参考資料」に記載の事業事前評価表及びIMF4条協議レポートを参照のこと。

イ) 投資動向の把握・分析

スリランカへの投資国別・産業別・立地別・年別の投資動向を把握し、投資の傾向を分析する。データ分析にあたっては外国投資の認可額・流入額の区分等、データの特性を把握した上で実施する。

ウ) 投資環境分析

- ① 投資関連政策（重点投資誘致産業等）について、政府の投資関連政策を関係省庁・機関から情報収集し、分析を行う。
- ② 投資関連法制度について、以下に加え、新たに制定が検討されている投資法（Investment Law）について情報収集し、分析を行う。また、その他に関連法がある場合は、あわせて情報収集し、分析を行う。
 - a. BOI 法（BOI Act No. 4 of 1978 as amended and its Regulations）
 - b. 会社法（Companies Act No. 7 of 2007 等）
 - c. 外為法（Exchange Control Act No. 24 of 1953 and its Regulations 等）
 - d. 戦略的開発事業法（Strategic Development Projects Act No. 14 of 2008 as amended）
 - e. 財政法（Finance Act No. 12 of 2012 Part (iv) as amended (Hub Operation Regulations)）
 - f. 各種税制法（Income Tax, Value Added Tax Act, Economic Service Charges Act 等）

なお、d. 戦略的開発事業法については、長期間にわたる税制優遇措置が行き過ぎたインセンティブ付与であるとして、廃止法案の議会提出を行うことが閣議決定済みである。本調査では、廃止法案の議会審議状況について情報収集すること。

- ③ 投資関連許認可手続き（BOI 登録、輸出入、外貨送金、会社設立、事業実施認可、ビザ発給等の各種許認可の内容、担当省庁、標準処理日数、ワンストップショップの実施状況等）について情報収集し、分析する。その際、以下の点を含めることとする。
 - a. 2016年2月にBOI内に設置されたワンストップショップについて、運営状況、認可実績（件数と所要日数）。BOIに派遣中の投資促進アドバイザーの所見及びワンストップショップに対して技術支援を実施している世銀グループの意見も聴取し参考とすること。
 - b. ワンストップショップの機能、権限については、その詳細が運用と並行して検討中であることから、検討状況を確認すること。また、ワンストップショップのサービス提供対象者について、制限（最低投資額等）の有無を確認し、制限がある場合はその目的と内容、課題を整理すること。
- ④ 上記③の認可手続きのうち「BOI登録」は、上記7.(2)ウ)② a. BOI法第16条及び第17条に基づく投資インセンティブ付与を受けること意味するが、その運用について以下を確認する。
 - a. 同法第16条及び第17条それぞれが規定する投資インセンティブの内容（税制優遇、ビザ取得支援を含む）、適格要件、審査方法、過去5年間の各種インセンティブ付与状況。
 - b. 上記 a. 投資インセンティブのうち、類似または競合する他の制度・法律の存在の有無を確認し、存在する場合は違いを明らかにすること。
 - c. 上記 a. 投資インセンティブの適用資格のうち、最低投資額について、一部セクター（ICT、研究開発、職業訓練）の最低投資額を撤廃する動きについて、その実施状況・計画を情報収集すること。
- ⑤ 上記③の認可手続きのうち、「BOI登録」について、以下の点についても調査すること。
 - a. 外国企業がBOI登録企業（通称「BOI企業」）になることなく直接投資を行う場合の投資エントリ経路（ビザ及び事業認可取得方法を含む）、実績についても確認し、課題を整理する。
 - b. BOIが提供する投資家向けの各種サービスのうち、非BOI企業でも受けられるサービスの内容について整理する。
- ⑥ 投資家保護政策について情報収集し、分析する。その際、知的財産権保護と紛争解決メカニズムも含めること。
- ⑦ 輸出加工区（EPZ）の運営状況について情報収集し、分析する。なお、現地踏査はコロンボ近郊のEPZ1-2箇所程度について行うこと。
- ⑧ 貿易政策（関税、税関手続き、事前教示制度を含む）の現状と課題につい

て情報収集し、分析する。

- ⑨ スリランカの経済団体（商工会議所、経団連に相当する組織）にヒアリングを実施し、スリランカ企業にとっての外資参入が特に望まれるセクター（業種）の特定とその理由、外資参入の意義と課題を明らかにすること。
- ⑩ 主要インフラ整備状況について情報収集し、分析する。
- ⑪ その他、投資環境全般に関する情報を収集し分析を行う。

エ) 投資ポテンシャル分析

産業構造・貿易投資動向、立地条件、市場規模、バリューチェーン、天然資源賦存、賃金・電力料金等の各種コスト、労働市場、他国との競合関係、国内産業の高度化への寄与度合等を踏まえたスリランカの投資ポテンシャルに関する分析を行い、ポテンシャルの見込まれる産業分野の絞り込みを行う。

オ) 投資促進体制、投資促進業務内容の把握・分析

- ① 投資促進に関する担当省庁・実施機関（開発戦略・国際貿易省、BOI、2016年に新設された Agency for Development、Export Development Board を含む）について、体制（組織体制、職員数、予算等）・能力・所掌等を把握する。
- ② 投資促進のための事業の内容・実施状況及びそれら事業の関係機関・民間企業・経済団体等からの評価等を把握する。評価の対象となる具体的な事業としては、投資促進戦略・アクションプラン、各種許認可手続き・ワンストップショップの改善、投資データの収集・分析・活用、企業向け情報提供（投資ガイド、ウェブサイト等）、投資セミナー・商談会等の開催、投資認可後の投資モニタリング・企業サポート等が考えられる。
- ③ 以上を踏まえて、投資促進関係機関の改善点の整理を行う。

カ) 外国企業（特に本邦企業）の投資意向調査

上記ウ) ①投資関連政策（重点投資誘致産業等）及びエ) 投資ポテンシャル分析を踏まえ、スリランカ政府の重点投資誘致産業及びポテンシャルが見込まれる産業分野の外国企業（特に本邦企業）に対し、当該国への投資意欲や投資阻害要因を調査し、投資ポテンシャル分析の妥当性を確認するとともに、当該国の投資環境改善・投資促進にあたっての課題を分析する。なお、投資阻害要因を可能な限り具体的に特定することが、(4)で行う提言の具体性を高めることになることに留意すること。コンサルタントは投資意向調査の具体的な方法についてプロポーザルにて提案すること。ただし、本邦企業については、10社程度を対象とした本邦でのヒアリング調査、10社程度を対象とした現地でのヒアリング調査、現地日本商工会を含めることとする。

(3) インテリム・レポートの作成、説明、協議

(2)までの調査結果及び(4)以降の調査方針をインテリム・レポートとして取りまとめる。インテリム・レポートについてはドラフトを作成し、JICAと協議

を行い、必要な修正を行った上で、スリランカ関係機関と協議を行い、説明を行うこと。なお、ドラフト版の JICA への提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

(4) 投資環境改善策の提言

- ア) 上記(1)～(3)を踏まえて投資環境改善策を提言する。提言にあたっては国際的なデータ比較や達成すべき目標(ベンチマーク)に基づく現状分析を行った上で、企業投資意向調査等の結果を定量的なデータを交えて分かりやすく提示し、改善点を明確化する。その際、短期(1-2年後まで)、中期(3-4年後まで)に対応すべき事項に分け、改善点に取り組むべき順番を時系列に沿って明らかにすること。また、改善を進めるにあたって参考になる他国の優良事例を整理し、紹介する。
- イ) 投資環境関連法令文書に課題がある場合、これらの所掌官庁・担当部局を特定の上、制定・改定案を提言する。提言にあたっては、日本や他先進国を含めた法制度と比較して、既存法制度の改善点を明確化する。また、短期(1-2年後まで)、中期(3-4年後まで)に対応すべき事項に分け、改善点に取り組むべき順番を時系列に沿って明らかにすること。

(5) 投資促進機関等の能力強化策の提言

- ア) 上記(2)オ)投資促進体制、投資促進業務内容の把握・分析を踏まえて、投資促進機関や担当省庁の能力強化策を提言する。その際、その際、短期(1-2年後まで)、中期(3-4年後まで)に対応すべき事項に分け、改善点に取り組むべき順番を時系列に沿って明らかにすること。また、改善を進めるにあたって参考になる他国の優良事例を整理し、紹介する。

(6) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

(5)までの調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。JICAの確認を得た上で、情報収集を行った日本側関係者、スリランカ側関係者に概要を説明するセミナーを開催する(参加人数50名程度を想定)。また、別途JICA同席の上、情報収集を行った関係ドナーにも概要を説明する。

(7) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する日本側関係者、スリランカ関係機関及びJICAのコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、本契約の成果品は下記エ)ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、「7. 調査の内容」を参照。各報告書についてのスリランカ政府に対する説明・協議に際しては、事前

に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。JICA への事前提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。それぞれの「提出時期」は、事前の JICA との協議結果が反映され、JICA が了承した内容の報告書提出の時期とする。

なお、製本版を作成するエ) ファイナル・レポート以外の報告書については、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、スリランカ関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

ア) インセプション・レポート

提出時期：調査開始時（2017 年 2 月上旬を想定）

部 数：英文 16 部（JICA 6 部、スリランカ国機関 10 部）

イ) インテリム・レポート

提出時期：2017 年 4 月中旬

部 数：英文 16 部（JICA 6 部、スリランカ国機関 10 部）
和文 6 部（JICA）

ウ) ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2017 年 6 月中旬

部 数：英文 16 部（JICA 6 部、スリランカ国機関 10 部）
和文 6 部（JICA）

エ) ファイナル・レポート

提出時期：2017 年 7 月下旬

部 数：

英文（製本版） 16 部（JICA 6 部、スリランカ関係機関 10 部）

英文（製本版の CD-R） 15 部（JICA 5 部、スリランカ関係機関 10 部）

和文（製本版） 6 部（JICA）

和文（製本版の CD-R） 5 部（JICA）

（2）その他提出物

ア) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

記載事項：調査業務日とその概要

提出時期：翌月 15 日まで

部 数：和文 1 部

イ) 議事録等

スリランカ政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 営業日程度のうちに JICA に提出すること。現地 JICA 事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・セミナーの開催に先立ち、10 日前までに配布資料を JICA に提出すること。

ウ) 収集資料

本調査を通じて収集・作成した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA の様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：調査終了時

部 数：2 部

(3) 報告書の作成・印刷仕様

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載すること。

作成にあたっては、ドラフトの段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書のスリランカ関係機関への説明・協議の際にはスリランカ側の意見・要望等を聴取し、議事録に残すこと。

(4) 報告書の印刷仕様・電子化仕様

- ・各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・各調査報告書は、スリランカ政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ・各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 3～5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文版、英文版の最初の部分に入れること。
- ・ファイナル・レポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。
- ・報告書等の印刷・電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)」を参照すること。
- ・レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

(1) 業務実施期間

本調査は、2017年2月上旬に開始し、2017年7月下旬に終了することを目処とする。調査工程及び各報告書の作成時期は下図を想定しているが、より効率的かつ効果的な行程があれば、プロポーザルにて提案すること。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA 南アジア部及びスリランカ関係者と協議の上で変更することがある。

| 月次 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|------|-----------|-----|-----------|----|-----------|----------|
| 国内作業 | □ | □□ | | □□ | □ | □ |
| 現地業務 | ■ ■ ■ | ■ ■ | ■ ■ | | ■ ■ | |
| 報告書 | ▲ IC/R | | ▲ IT/R | | ▲ DF/R | ▲ F/R |

IC/R: Inception Report, IT/R: Interim Report, DF/R: Draft Final Report,
F/R: Final Report

2. 業務量の目処及び業務従事者の構成

(1) 業務量の目処

約 14M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には以下に示す各分野の専門家が参加することを想定している。なお、担当分野の変更・追加または統合・分割が必要と考えられる場合は、明確な理由とともに、上記の業務量を超えない範囲においてプロポーザルにて提案する。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／投資促進（2号）
- 2) 投資関連法制度（3号）
- 3) 投資環境
- 4) 市場動向

業務実施上の必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。現地語⇄英語（もしくは日本語）通訳の現地備上に係る経費は必要があれば本見積りに計上すること。

3. 現地再委託

調査内容のうち、現地再委託を想定している項目はないが、調査の効率的な実施のために、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。現地再委託を行う場合は、プロポーザルにて明確な理由及び業務内容と共に提案すること。なお、経費は本見積りに含めること。

現地再委託契約にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、政府関係機関からの便宜供与は想定していない。ただし、本調査実施にあたり、JICA から主な調査対象機関へ、調査内容・実施スケジュールを通知する予定。アポイントメント取得はコンサルタントの責任のもと行うが、困難な場合は現地 JICA 事務所が円滑な調査実施のための支援を行う。

5. 参考資料

- ・「事業事前評価表：開発政策借款（民間セクター振興、ガバナンス向上、財政健全化）」
JICA、2016年10月
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_SL-C16_1_s.pdf
- ・「Sri Lanka - Competitiveness, Transparency and Fiscal Sustainability Development Policy Financing (English)」世界銀行、2016年6月
<http://documents.worldbank.org/curated/en/595711470244382470/Sri-Lanka-Competitiveness-Transparency-and-Fiscal-Sustainability-Development-Policy-Financing>
- ・「Sri Lanka : Staff Report for the 2016 Article IV Consultation and Request for a Three-Year Extended Arrangement under the Extended Fund Facility-Press Release; Staff Report; Staff Statement, and Statement by the Executive Director for Sri Lanka」IMF、2016年6月
<http://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.aspx?sk=43960.0>
- ・「スリ・ランカ民主社会主義共和国 工業振興・投資促進計画調査（フェーズII）」
JICA、2000年7月
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000001558.html>
- ・「スリ・ランカ民主社会主義共和国 工業振興・投資促進計画フォローアップ調査（中小企業振興機関の設立計画）」JICA、2001年3月
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000002764.html>
- ・「スリ・ランカ民主社会主義共和国 工業振興・投資促進計画フォローアップ調査（テクノパーク）」JICA、2002年3月
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000004965.html>

- ・「スリランカ国 中小企業育成及び投資促進を通じた新輸出産業振興計画プロジェクト形成調査報告書」JICA、2007年3月
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000175971.html>
- ・「スリランカ：ビジネス情報とジェトロの支援サービス」ジェトロ
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/lk/>
- ・「スリランカにおける模造品流通実態調査」ジェトロ、2016年8月
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/2ed380f67234def2/rP_lk_Fieldsurvey_distributcounterfeitPro201608.pdf

6. その他留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAスリランカ事務所から十分な情報収集を行うとともに、現地業務に先立ち、外務省が運営する「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録して日本政府の情報提供を受ける他、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、現地JICA事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(2) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ間なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(3) 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

